

福祉文教常任委員会審査報告書

令和7年3月21日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第23号	飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例	可 決
議案第24号	飯綱町保育所条例の一部を改正する条例	可 決
議案第25号	飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第26号	飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例	可 決
議案第33号	令和7年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可 決
議案第34号	令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可 決
議案第35号	令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可 決
議案第36号	令和7年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可 決
議案第40号	令和7年度飯綱町病院事業会計予算	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第23号 飯綱町福祉医療費給付金支給条例の一部を改正する条例

質 疑：附則の内容は。

回 答：遡及して適用することである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 24 号 飯綱町保育所条例の一部を改正する条例

質疑①：りんごっ子保育園の定員増（60 人から 90 人）だが保育士の確保の見通しはどうか。

回答①：令和 7 年度当初は不足していない。

質疑②：定員増は単純に対象の子どもが増えているという認識でよいか。

回答②：りんごっ子保育園は中途入園が増加し、令和 5・6 年ともに定員より 10 数名上回っている。

質疑③：保育予算は減額されていないか。繰入金が昨年より減っているが。

回答③：運営事業費全体は減っていない。令和 6 年度にその他財源としてふるさと応援基金からの繰入金があったが、令和 7 年度は繰入金が無くなり他の財源が増えている。そのためその他財源が減って見えるが、運営事業費自体は増額になっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質 疑：栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になれるとのことだが、経験年数などのガイドラインはあるのか。

回 答：従来は栄養士も管理栄養士もそれぞれの養成機関で栄養士免許を取り、それから管理栄養士の国家試験を受ける必要があった。今回の法改正で管理栄養士養成機関を出た者は栄養士免許を取得せずに管理栄養士試験を受けることができるようになった。栄養士から管理栄養士の試験を受けるには経験年数が必要であるが、管理栄養士の養成機関を出て管理栄養士の試験を直接受ける場合は経験年数の条件はないことなどを含め改正があったものである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 26 号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 33 号 令和 7 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質 疑：利用者には重度の方も居ると思うが、24 時間対応ができていないか。

回 答：月 1 回程度の訪問の方から、癌末期で最期まで在宅で過ごされる看取りの方まで幅広く対応している。24 時間対応できる体制のもと、主治医、病院

と連絡をとり、点滴処置なども行っている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 34 号 令和 7 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質疑①：歳入の延滞金は諸収入となっているが項目は適正か。

回答①：「国民健康保険制度の改正に伴う財務の取扱いについて」（平成 29 年 10 月 30 日付け厚労省保険局国民健康保険課長通知）により、歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分が示されている。その通知に基づき町は歳入歳出予算を計上している。よって諸収入での計上は適正である。

質疑②：還付加算金について、資格喪失手続きの漏れにより過納となった還付金に加算することは、本人の手続きの漏れであり、町の事務手続きの誤りではないため、加算金を計上する必要はないのでは。

回答②：町では国保の加入や喪失の手続きについて、必ず実施されるように世帯主宛の納税通知や広報誌などで周知を行っている。還付加算金は、何年も遡って還付金が発生する場合に対象となることがある。事務手続きを正確に行い、事務上の誤りがないように努める。また、最小限の還付金の予算として、還付加算金が発生しないように事務処理を進めていきたい。

討 論：なし

□保健福祉課

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 35 号 令和 7 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

□住民環境課

質 疑：なし

討 論：なし

□保健福祉課

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 36 号 令和 7 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：還付加算金が生じるケースはどのような場合か。

回答①：還付金の主なものは、保険料を年金から納入いただく特別徴収において被保険者が死亡した際、支払基金への情報が直ぐには反映されないことにより、年度をまたいで過誤納金が発生した場合に支出するものであるが、加算金が生じるケースはほぼ無い状況である。

質疑②：引きこもりとなる方、あるいはフレイル状態の方の早期情報把握等についての対策は。また、介護保険を利用して在宅で過ごす期間が短くなっていると聞くなかで、健康寿命を如何に伸ばしていくかその施策は。

回答②：月々の介護保険給付の推移を的確に把握し、地域支援事業においては地域の通いの場等への誘導を引き続き進めていきたい。また、電気メーターの確認等により、フレイルのリスクが高いとみられるケースを検知する仕組みを活用していく。介護予防においては、社協への委託事業を拡充し、生活支援コーディネーターを中心として予防事業へつなげ、本年度試験的に行った音楽、ダンスを取り入れた予防教室についても継続していきたい。

質疑③：民生委員会との連携についてはどうか。

回答③：毎月の定例会後、各関係者と民生委員との情報交換会を行い、支援につなげるよう連携を図っている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 40 号 令和 7 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：令和 7 年度は不均衡予算で実施していける見込みであるのか。

回答①：当初予算案において、収益的収支の収入が約 1 億 6,000 万円不足している。この不足分に対して、近隣病院との連携強化による病院機能の最適化や、入院医療の質や需要を上げ、ベッドコントロール等による入院単価の引き上げ、診療加算をしっかりと取れるよう努めていく。また、活用できる国や県の補助金について、漏れのないよう努めていく。最終的に収入が不足する場合は町への相談になるが、始めからそれありきではなく収支の改善を図っていく。

質疑②：医師、看護師、事務職員の人的配置は問題ないか。

回答②：4 階病棟がなくなるが看護師の大幅な人員削減は考えていない。病床利用率 90%を目指し、3 病棟に配置していた看護師を 2 病棟に配置し、夜勤の看護師を 2 人から 3 人体制にするなど、現場が疲弊しないよう努めていく。医師の募集は引き続き行っていく。

意 見：人的配置と並行して今後も働き方改革を法令に順守して行ってほしい。

質疑③：繰入金の内訳資料で企業債元金利息と救急病院他の数字は経費になるのか。

回答③：企業債元金利息の元金は 4 条予算・利息は 3 条予算、救急病院他は 3 条予

算の収入として受け入れるという意味である。

質疑④：収益的収支および資本的収支は均衡となっているか。

回答④：資本的収支は均衡であるが、収益的収支は支出が収入より1億6,000万円多い不均衡予算となっている。

質疑⑤：地域包括ケア病床について病床利用率等はどのように見込んでいるのか。

回答⑤：病床利用率は90%を必須目標としている。

質疑⑥：病床数を削減し、今後コロナのような感染症が発生した場合に対応ができるのか。

回答⑥：県と感染症対策に関する協定を締結しており、有事の際は感染症の外来や入院患者を受け入れ、優先して治療を行う。病床数を削減することで対応に融通が利かなくなることが想定されるが、引き続き感染症の拡大を防ぐという役割を果たしていく。

討 論：なし。

採決の結果：全員賛成で可決とした。

以上